

2026年7月9日 全6頁

26年度最低賃金改定のポイント①

高市政権はより緩慢な引上げを容認／改定内容への説明責任が焦点

経済調査部 エコノミスト 田村 統久

[要約]

- 高市政権が「全国平均 1,500 円」という最低賃金（最賃）の政府目標達成を、従来のような「2020 年代」にこだわらない姿勢を示す中、2026 年度の最賃改定では、地方最低賃金審議会（地賃審）の審議の在り方が焦点の 1 つとなりそうだ。中央最低賃金審議会（中賃審）は 6 月 23 日、25 年度に多くの地賃審が目安を大幅に上回る最賃引き上げや発効日の後ろ倒しを答申したことを課題と指摘し、26 年度にもそうした流れが継続することへの懸念を露わにした。
- 中賃審は同時に対応方針を示し、地賃審が 26 年度に大幅な最賃引き上げや発効日の後ろ倒しを答申する場合には判断理由を明示し、翌年度に影響を確認すべきと指摘した。最賃額をめぐる地域間の競争意識に頼ったり、指定日発効を大幅引き上げの交渉材料にしたりすべきでないとも指摘した。
- 地賃審には 26 年度の最賃改定にあたり、最低賃金法が指定する 3 要素（労働者の生計費や賃金、通常の事業の賃金支払能力）や中賃審が示す目安を念頭に、より経済実態に即した審議を行うことや、その内容をより透明化していくことなどが期待される。

1. 2026 年度の最低賃金改定に向けた議論が本格化

6 月 26 日、中央最低賃金審議会（以下、中賃審）で 2026 年度の最低賃金（以下、最賃）改定にかかる議論が本格化した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2026（原案）」（26 年 6 月 30 日）は、前年度に政府が示していた 20 年代に全国平均 1,500 円という最賃目標の達成に向けて「官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」（p. 11）と述べている。

仮に 26 年度以降、直近 5 年間（21～25 年度）の平均的な引き上げ率（年率 4.4%）が維持されると、全国平均 1,500 円という目標は 32 年度に達成される。達成時期を 34 年度と仮定すれば、必要な引き上げ率は同 3.3%だ。高市早苗政権は事実上、従来の目標（26～29 年度で同

7.6%の引き上げが必要)よりも緩やかな引き上げを許容した格好である¹。

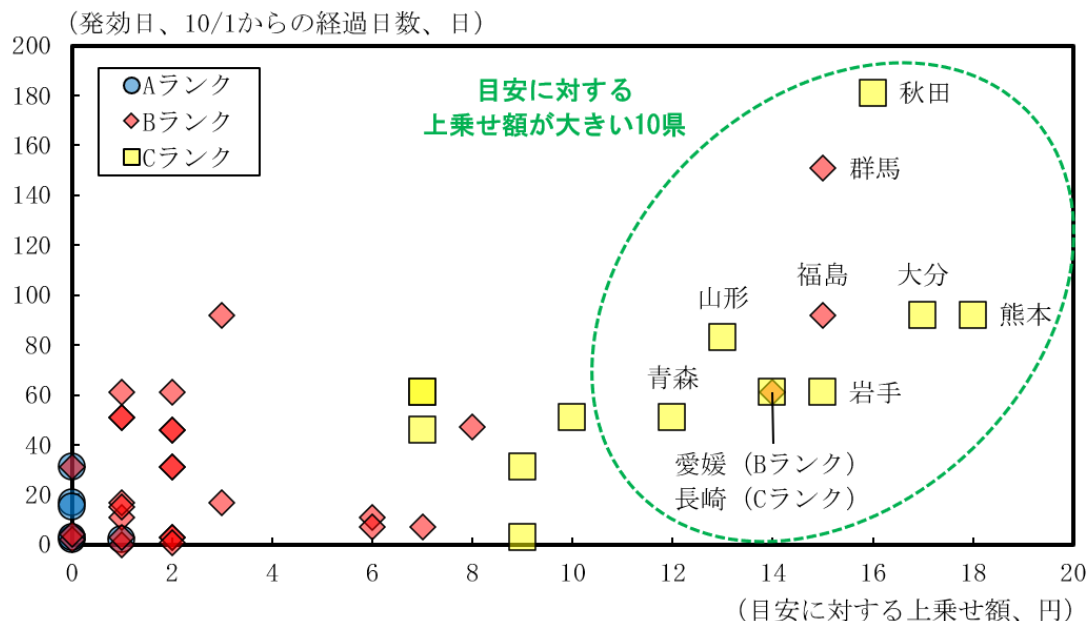
26年度の引き上げ額の検討に先立ち注目されるのが、中賃審の目安制度の在り方に関する全員協議会が6月23日に取りまとめた「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(以下、「整理」)だ。同資料は25年度の地方最低賃金審議会(地賃審)の審議に課題があったことを指摘し、地賃審に対して、26年度の審議における是正を要望している。26年度の最賃改定は、地賃審の審議の在り方が焦点の1つとなりそうだ。

2. 中賃審による25年度最賃改定の振り返りと地賃審に対する要望

中賃審が目安を大幅に上回る最賃引き上げ・発効日の後ろ倒し継続への懸念を露わに

前出の「整理」では、2025年度の最低賃金改定を振り返り、中賃審が目安制度開始以来最も高い引き上げ額の目安を提示したことや、39都道府県の地賃審が目安額を上回る答申を行ったこと、例年は10月に集中していた改定後の最賃の発効日を27府県が11月以降に後ろ倒ししたことなどを指摘した。この点、引き上げ額の目安に対する上乗せ額を横軸に、改定後最賃の発効日を縦軸に47都道府県をプロットすると、中賃審が経済実態をもとに定めている「A」「B」「C」の3つのランクのうち、平均的な最賃額が最も低いCランクに該当する地域を中心に、そうした動きが顕著だったことがわかる(図表1)。

図表1：2025年度の最低賃金引き上げ額の目安に対する上乗せ額・改定後の最低賃金の発効日



(注) 中央最低賃金審議会は2023年度以降、経済実態に鑑みて47都道府県を「Aランク」(6都府県)、「Bランク」(28道府県)、「Cランク」(13県)に分類し、ランク別に最低賃金の引き上げ額の目安を答申している。

(出所) 各種資料より大和総研作成

¹ 拙稿「25年度最低賃金改定の総括と今後の焦点」(大和総研レポート、2025年10月14日)で指摘したように、1978年度の目安制度開始以来の引き上げ率は最大6.9%(80年度)であることに鑑みると、石破前政権の掲げた「2020年代」の目標達成はもともと困難だった。また、筆者は7月中旬に、26年度の引き上げ額(中賃審が示す引き上げ額の目安)の予想をまとめたレポートを公表する予定である。

この結果を受け、「整理」は以下の二点を具体例に挙げる形で、25年度の最賃改定に課題があったとの認識を示した。

第一に、「目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈され」(p.1)た。第二に、「地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがある」(同)。目安を大幅に上回る最賃引き上げや、発効日の後ろ倒しの多発が26年度にも継続することへの懸念を露わにした格好だ。

「整理」によると、目安額を大幅に上回る答申が広がったのは、25年度の特殊事情が影響した可能性もある。石破茂前政権が25年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」は、目安を上回る引き上げを決定した地域を支援する方針を示していたからだ。

改定後の最賃が発効するのは、原則的には公示日から起算して30日を経過した日(法定発効)だが、それ以降の日付を指定してもよい(指定日発効)。「整理」は、中賃審が地賃審に対して高い引き上げ額の目安を提示する一方、発効日に関して十分に議論するよう要望した²ことや、企業の準備期間を確保したい意図などが、指定日発効の多発を促した可能性を示唆した。

中賃審は判断理由の明確化や、翌年度における影響の確認などの対応方針を提示

「整理」は今後の対応方針も示している(図表2)。目安を大幅に上回る最賃引き上げと指定日発効に共通しているのは、地賃審がそうした判断を下した場合にはその理由を公益委員見解³等で明示したり、翌年度の審議でその影響を確認したりすべきである、という指摘だ。

また、中賃審の目安が基本的に、最低賃金法第9条2項が指定する労働者の生計費や賃金、通常の事業の賃金支払能力(以下、法定3要素)をもとに議論されるものであることを確認している。近隣県等との金額のみの比較や、最下位を避けたいという動機が、目安を大幅に上回る引き上げを答申する判断理由にふさわしくないことを示唆したり、他地域の審議結果を待つための審議延期や、古いデータに基づく議論をけん制したりしている。

指定日発効に関しては、大幅な引き上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない、と指摘している。また、発効日に関する主な考慮要素として、労働者の生活や企業経営への影響、企業の支払いのための準備期間などを挙げ、十分に議論を行うことを求めている。

「整理」は、中賃審が地賃審に対して、これら対応方針を含む問題意識を考慮して26年度以降の審議を行うことを要望している⁴。

² 「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」(2025年8月4日)は、最低賃金(最賃)改定の影響率が大幅に上昇していることなどに留意するとともに、最賃の実効性を確実に担保する観点から、地賃審に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう」(p.11)要望した。

³ 地賃審では労使の意見が一致しない中、公益委員見解が答申の事実上の論拠となるのが通例である。

⁴ 「整理」はこのほか、ランク区分の見直しや最低賃金にかかるEU指令などに関して、目安制度の在り方に関する全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した、としている。

図表 2：中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会が提示した対応方針

目安を大幅に上回る引き上げ	指定日発効
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきである。 ● …、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。 ● …、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。 ● なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。 ● また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべきである。 ● 総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。 ● 厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。 ● 発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。 ● 指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

(出所) 第 73 回中央最低賃金審議会資料「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(2026 年 6 月 23 日) より大和総研作成

25 年度の審議内容を振り返ると、地賃審の判断理由の説明には改善の余地が大きい

ここで、「整理」を取りまとめるにあたり、中賃審の念頭にあったとみられる地賃審の審議内容を一覧にしたのが**図表 3**である。具体的には、目安に対する上乗せ額が大きい 10 県に着目し、目安を大幅に上回る最賃引き上げや指定日発効を答申した判断理由（公益委員見解のうち、最も判断理由と解釈しやすい箇所）を抜粋した。参照したのは原則として、答申日の本審の議事録・配布資料であり、それが困難な場合に限り、報告書（事実上答申の原案に相当）を採択した日の専門部会のものを参照した⁵。

これによると、第一に、必ずしも全地域の地賃審が判断理由を議事録や公表資料に明示しているわけではない（山形県、長崎県）。また、秋田県と長崎県は引き上げ額を答申するにあたり、各種のデータを総合的に勘案したと説明しているが、目安を大幅に上回るべき具体的な理由は判然としない。

第二に、目安を大幅に上回る引き上げを答申した判断理由の多くは、他地域に対する競争意識を色濃く反映している。群馬県や大分県が近隣県を名指しする一方、愛媛県や岩手県はランク間、またはランク内における最賃額の高低に注目するなどしているが、最賃が他地域に見劣りすることが人口流出につながることへの懸念が背景にあるのは共通している。

⁵ 地賃審は専門部会の報告書をもとに、本審で答申を作成する。

図表 3 : 25 年度最低賃金改定における目安を大幅に上回る最賃引き上げ・指定日発効の判断理由

ランク	都道府県	目安を大幅に上回る引き上げ	判断理由	指定日発効
B	福島	公益としては、福島県民の所得と経済全体の生産性を向上させることに加え、 東日本大震災からの復興を成し遂げることが重要であり、成長戦略の骨格である最低賃金を含めた賃上げを、ここ福島においては率先して実施していくことが重要である と認識しています。これは、消費者物価指数総合とまきまて支給する給与額賃金指数との差に、実質賃金へと上昇させるための1%プラスすることにより、福島県で働く方々の本年の最低賃金の引上げが、最低賃金近傍で働く方々においては、名目賃金ではなく、物価上昇を上回る実質賃金まで引上げることとなり、それが起爆剤となって県全体の所得及び生産性が向上し、 これにより、必要な人材だけでなく、ベンチャーも含めた企業が全国から集まることにより、福島県が東日本大震災から復興していることを全国にアピールすることにも繋がることを期待するものです。	今年度の福島県最低賃金の引上げは、過去に例を見ない大きな引上げであり、 福島県で事業を営む方々の万全な準備が必要であること 。また、この引上げのためには各事業場の努力だけでなく、公的機関における委託契約の見直しを含めた関連会社全体の価格転嫁に対する理解も必要となること。さらに 税制上の扶養範囲における年収の期間は今年の1月1日から12月31日となることから、年内の最低賃金引上げとなれば、税制上の扶養範囲控除の年収で働いていた方の給与が増加し、その範囲を超えてしまう可能性があること などの問題があり、働く方、事業を営む方、それぞれに多大な影響があります。 その影響を少しでも和らげるためには、これまで以上に準備期間が必要であり、今年度の福島県最低賃金の効力発生日は令和8年1月1日としたいと考えています。	
	群馬	これらの指標（筆者注：法定3要素にかかる指標、労働分配率、1事業従事者当たり付加価値）をみると、一部を除き、群馬県は栃木県・茨城県と比べてほぼ同水準かそれ以上の順位となっており、 北関東3県で、群馬県だけ顕著に低くはいえない水準である といえます。主要な指標の水準が近ければ、賃金の下限である最低賃金も同等の水準となるが、労働者の生活や就業意欲の維持等において必要であるとともに、企業等も全体的として同等の支払能力を有しているのみならず、自然です。ところが、 現行の最低賃金額は、群馬県は985円、栃木県は1,004円、茨城県は1,005円となっており、栃木県及び茨城県とは約20円もの大きな開きがある状況にあります。 また、実際には、 群馬県は地理的に農産物の行き来が容易な地域が多くあり、そうした地域においては、結果として人材が待遇のよい近県へ流れ、人材流出を引き起こすことから、県内の人手不足やスキル層の選れにつながる可能性もあります。 こうしたことから、本年度においてはやむを得ず早急な対応が必要であり、目安額に対し近県との差になるべく近い額の上積みを行うことが適当であると考えました。	使用者代表委員からは、大幅な引上げになるのであれば、引上げ前までは相当の準備期間が必要であることから、最短期での発効ではなく、適切な時期での指定日発効とすべきである旨の意見が出されたところであり、公益代表委員としても、 大幅な引上げ額に鑑み、一定の準備期間が必要である と考え、発効日を令和8年3月1日とすることが適当であると判断しました。	
	愛媛	公益委員としては、物価上昇が長期にわたって継続する中、賃金の上昇が追いついていない現状の中で、特に最低賃金近傍で生活する労働者の方の生計費を重視する必要がありますと考え、中央最低賃金審議会からは、Bランク目安603円の提示がありましたけれども、この目安を上回る引き上げが必要ではないかと考えました。その引き上げの幅は、 愛媛県は各種の経済指標に基づきBランクですが、下位に位置するCランクとの差は数円でしかなく、また、Bランクで見ても、最下位の位置でありました。 公益委員としては、愛媛県にふさわしい最低賃金額を検討する必要がありますと考え、具体的には、 一定程度Cランクの他県の時間額を上回る改定が必要ではないかと、また、Bランクの中でも、地域間格差の観点から考えると、他県の状況も念頭に置いて、公益案を作成する必要があります と考えました。	一方で今回の引上げ額は公益案で77円ですけれども、昨年が引上げ額59円ということ、過去最大の引上げ額、引上げ率、影響率になるので、大幅な最低賃金額引上げに伴う使用者への影響も考えなければいけません。具体的には、発効日の関係で、法定の発効日ではなく、 この引き上げを行うにあたって、各種の賃金引上げ原資の確保のための各種支援策と、これいかに各事業場で活用できるのかどうか検討するための期間的猶予が必要である と考えました。また、 年末に向けて最低賃金の引き上げに伴って、一定程度就業調整の影響が出てくる懸念も一部ありまして、これまでの法定どおりの効力発生でなく、若干後ろにずらした指定日発効とすることが相応でないかと公益委員として考えたところ です。	
	青森	この理由は、お配りをいたしました公益委員見解に記載をしたとおりでございますが、考慮した点といたしましては、 何より本県の人口流出、これに歯止めをかけるためには、やはり地域間格差の是正を阻らなければいけない という点。また、本県におきましては、生活保護水準と最低賃金の差が全国で3番目に小さい、憲法25条が定める健康で文化的な最低限の生活、これを営むための費用が、やはり本県は寒冷地ということもあって、他県よりも余計にかかるとことを示していると思います。そして、 これと最低賃金との差が全国レベルより非常に小さいという点は、これは無視できない問題だ というふうにご覧いただいております。その他、物価の問題。特に 青森県の場合は、生活必需品である灯油をはじめとする光熱費、この上昇率が非常に高かった ということ。こういったことを考慮いたしまして、このような結論に至ったわけでございます。	また、発効日につきましては、これは、 使用者側からも大幅な引き上げのために準備の期間が必要だ という主張をいただいておりますので、 その点も考慮して11月の21日といたしました。	
C	岩手	公益委員が今年度の改定で最も重視する岩手県の物価高は、消費者物価地域差指数（都道府県下全域）でCランクの平均を1.17ポイント上回っており、 生計費の上昇は、等価消費支出額でCランクの中で最も高くなっていること などに加え、 全国47都道府県の下位に位置する本県の最低賃金は、全国加重平均との差103円、率にして10.8%の乖離があり、近年Cランクの各県において、その格差是正が特に顕著されており、本県においてもこの格差を縮小、是正していく努力が必要である。	最低賃金は労働者がセーフティネットとして機能する必要があるため、 発効日は最短期である法定発効が望ましいところであるが、使用者側委員からの「大幅な引上げを行うのであれば、相応の準備期間が必要である」との主張も理解できる ことから、発効日は令和7年12月1日を公益委員案として提示する。	
	秋田	本年度の最低賃金改定決定に当たっては、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を最も重視し、最低賃金を引き上げる必要があると考え、労働者の生計費のうちの対前年上昇率、賃金、通常の事業の賃金支払能力を消費者物価指数の対前年上昇率、賃金、通常の事業の賃金支払能力と、秋田県の地域情勢を総合的に勘案し、引上げ額80円（引上げ率8.41%）とし、時間額1,031円とすることが相当であると判断した。	使用者代表委員からは「 ここ数年の大幅な引上げは、事業場最低賃金労働者のみならず、労働者全体の賃金体系に影響を及ぼす事態となり、引上げ前までは相当の準備期間が必要である ことから、最短期での発効ではなく、適切な時期での指定日発効とすべきである」との意見が出されたところである。公益委員としても、 大幅な引上げ額に鑑み、一定の準備期間が必要である と考え、発効日を年度末の令和8年3月31日とすることが適当であると判断した。	
	山形	(判断理由不明)	(判断理由不明)	(判断理由不明)
	長崎	令和7年度の長崎県最低賃金については、最低賃金法第9条による労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払能力が反映されている賃金改定状況調査結果第4表を基本とし、中央最低賃金審議会目安Cランク64円、長崎県における消費者物価指数、長崎県における価格転嫁の遅れ、引き上げた場合の影響率、地域間格差の是正等を総合的に勘案した。	(判断理由不明)	
熊本	上記の諸要素（※筆者注：物価高、賃金上昇、価格転嫁にかかる環境整備、 人材流出等 ）を総合的に考慮した結果、本公益見解においては、令和7年度熊本県最低賃金について、 特に労働者の生計費負担との関連性が高い消費者物価指数のうち、食料の増加率（8.19%）に注目するとともに、中央最低賃金審議会公益見解並びに熊本労働局長諮問に係る「新しい資本主義のグランドデザイン」及び実行計画2025年改訂版）に基づく「物価上昇を1%程度上回る賃金上昇」が望ましいとの見解も併せて考慮した。 その上で、現行最低賃金952円から9.1%（86円）引き上げた1,038円を念頭に置き、その妥当性について一層慎重な検討を重ねることとした。その結果、本県の状況は概ね上記のように整理できるものの、労働力確保の必要性から事業主が負担能力を超えて賃金を引き上げるケースや、これに伴う労務費等のコスト増加分を全て価格転嫁できていない事業者の存在が確認できると、また、事業者ヒアリングに基づき、業種によっては生産性向上が難しく、大幅な最低賃金引き上げにより賃金支払が困難になってきている状況にも留意する必要があること、さらに、令和7年8月10日に熊本県で発生した大雨被害が県内経済へ与える影響についても注視が必要であることを踏まえ、現行の952円に82円を加えた1,034円とすることが妥当であると結論に至った。	発効日につきましては、先ほど山本委員から御発言がありましたように、 今年度は特に大雨災害といった特殊事情があったこと に鑑み、 例年よりも最短期発効というものについては考える余地がある というようなお話がありました。併せてどうの間皆様との御議論の中で具体的な日時といたしまして、1月1日発効かどうかというお話が労働者側の御発言の中からあったところでございます。これを踏まえまして、本年度の熊本県の最低賃金の発効日につきましては、1月1日という方から指定日発効として、皆様の共通理解が得られているものというふうに、私自身は考えておりますが、この点皆様いかがでしょうか。		
	大分	また、 今年度の九州地方における他県の地域最低賃金引上げ状況は、目安を大幅に上回る県が多いことから、少子化に歯止めがかからない現状では、大分県下における労働者確保の観点から、県に目安を大幅に上回る引上げ額に鑑み、労働者確保の観点から十分とはいえないことを考慮いたしました。 次に、大分県の隣接県の1つである熊本県では地域最低賃金を82円引き上げられました。 両県間では労働者の居住の往來が盛んであり、人材確保の観点からは、大分県の引き上げ後の地域最低賃金額が熊本県の引き上げ後の地域最低賃金額と近接する或いは同等であることが望ましい ということもあります。他方で、過去最高の引き上げ額となることや大分県下の事業者において価格転嫁が十分に進んでいないとはいいたくないこと、また、物価高対策として賃上げのみを重視することが適切とはいえないことも考慮いたしまして、公益委員としては引き上げ額を81円、最低賃金を1035円とすることが妥当と判断いたしました。	なお、最低賃金の発効時期につきましては、 引き上げ率8.49パーセント、引き上げ額81円という過去最大の引き上げである ということ、 事業者側の準備が必要 なことや 国の助成金等の届出期間などを考慮いたしまして、指定発効として令和8年1月1日を発効日とするのが相応と判断いたしました。	

(注) 福島県、愛媛県、青森県、岩手県は答申日の地方最低賃金審議会の本審議事録、群馬県、秋田県、熊本県（目安を大幅に上回る引き上げ）は同本審資料、長崎県、熊本県（指定日発効）、大分県は部会報告（答申案に相当）を取りまとめた日の専門部会の議事録を参照。下線、赤字・太字への変更は筆者による。

(出所) 各地方労働局より大和総研作成

第三に、指定日発効の主な判断事由は、企業の準備期間に対する配慮だ。「大幅な引上げになるのであれば、引上げまでには相当の準備期間が必要であることから、最短での発効ではなく、適切な時期での指定日発効とすべきである」（群馬県）や「大幅な引上げを行うのであれば、相応の準備期間が必要である」（岩手県）など、使用者側の意見を紹介している例もある。

3. おわりに

「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（2023年4月6日）によると、中賃審が示す目安は「地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではない」（p.3）ものの、地賃審が「全国的なバランスを配慮するという観点から参考にす」（同）べきものである。また、この目安が「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて」（p.2）導かれるべきものである以上、最賃額が他地域に見劣りしないことのみを目的として目安を大きく上回る引き上げ額を答申するのは、最低賃金法の趣旨に反する。

近年の積極的な引き上げにより、最賃改定の影響率⁶は上昇を続けており、企業収益への影響は増している。経済実態から乖離した引き上げが事業活動の過度な重しとなり、雇用環境の悪化につながる懸念される。指定日発効は影響を一時的に緩和するのみであり、春闘での賃上げ結果が最賃改定を介して未組織労働者に波及する、という効果が遅れてしまう点でも望ましくない。

地賃審には「整理」が指摘する通り、目安を大幅に上回る引き上げや指定日発効を答申する場合には判断理由を明示し、翌年度の審議で影響を確認することが期待される。また、目安を大幅に上回る引き上げの要否は、あくまで法定3要素を考慮するという枠組みの中で（これらを反映する上で中賃審が考慮し得ない地域独自の事情があるかなどにより）議論されることが望ましい。最賃近傍で働く労働者の大部分が短時間労働者であるところ⁷、本当に最賃の低さが地域の人口流出を促しているのか、という点も検証される必要がある。また、地賃審の議事録や資料の公開状況を改善するなどして、審議内容をより透明化していくことも期待される。

他方、前述したように、25年度は政府の支援策などが地賃審の異例の対応を促した面もあるとみられる。いずれも石破前政権下の積極的な最賃引き上げ目標を前提としていたものであり、より緩慢な引き上げを許容する高市政権の目標下でそうした発信は抑えられそうだ。政府目標の達成という点で最賃引き上げの加速が必須でなくなる中、前年度の異例の対応が定着しないよう、中賃審が適当な目安や地賃審へのメッセージを示していけるかにも要注意だ。

⁶ 最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合。令和8年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）資料「資料No.2 主要統計資料」（2026年6月26日）によると、25年度最賃改定の影響率は、事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）で27.7%（24年度改定は23.2%）、事業所規模5人以上で10.8%（同8.8%）だった。

⁷ 令和8年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）資料「資料No.3 足下の経済状況等に関する補足資料」（2026年6月26日）によると、2025年の最賃近傍労働者は短時間労働者が7割強を占める。